

### (1) 基本方針

- ・ 中部臨空都市は、国内有数規模の大規模なまちづくりであり、多くの個別事業が相互に関連し、さらに、それらの事業の担い手も多くの主体に分かれるため、その推進にあたっては進出企業等と一体となった取組みが求められる。
- ・ 特に、中部臨空都市は他の地域に優る魅力と競争力を具備する必要があるため、個々の主体がそれぞれの責任と役割を果たしながらも、これらを同じ方向性のもとで展開・誘導していく仕組みを整備していく。

### (2) まちづくりの推進体制

- ・ 個別の街区における事業は、各進出企業等が行っていくものであるが、調和と方向性を持ったまちづくりを推進していくためには、個別の進出企業等、地元自治体、関連事業者が横断的な連携を持って、適切な役割分担を果たしていくことが必要になる。
- ・ このため、まちの熟成時期に応じて、まちづくりに関連した景観形成、リサイクル、広報、イベントなどの活動を行う「まちづくり協議会」を、民間地権者による自主的な調整機関として組織化する。
- ・ また、この他に収益事業を含めたまちづくり事業を展開する「まちづくり事業主体」の設立を視野に入れて、推進体制の強化を図るものとする。
- ・ なお、まちづくり事業としては、道路・公園緑地など各種基盤の維持・管理業務、未処分地を活用した駐車場経営などの収益業務、物販・飲食などの共益的なサービス業務、広報活動・イベントの展開などの地域プロモーション業務、中核的な施設の建設管理業務、命名権・営業権・公認ライセンスなどの地域に関するイメージコントロール・権利管理業務などが想定されるが、事業主体の設立形態、設立時期については、長期的な視点に立ち、まちづくり事業の収益性と経営の安定性を十分に検討の上、決定する。